

農業資材審議会農薬分科会農薬影響評価部会（第3回） 議事要旨（速報）

1 開催日時及び場所

日時：令和4年2月25日（金） 13:30～14:33

場所：農林水産省消費・安全局第3会議室（WEB会議形式による開催）

2 出席委員（敬称略）

五箇公一、與語靖洋、稲生圭哉、永井孝志、中村純、横井智之、

天野昭子（専門参考人*）、山本幸洋（専門参考人*）*議事（1）のみに出席

3 議事要旨

（1）農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について（公開）

資料4に基づき審議した結果、農薬の蜜蜂への影響評価にかかるリスク管理措置における「使用時期の制限に関するもの」について事務局案が了承され、蜜蜂影響評価部会決定とすることとされた。

（2）令和元年農林水産省告示第480号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第2号に掲げる蜜蜂の蜂群への影響その他農薬の蜜蜂への影響評価に関する事項について（メトブロムロン）（非公開）

資料5に基づき審議した結果、メトブロムロンの蜜蜂への影響評価に用いる毒性指標を下表の値とすることについて、了承された。

生育段階	毒性試験の種類	毒性指標値(単位)	
成虫	単回接触毒性	48h LD ₅₀ (µg ai /bee)	100
	単回経口毒性		86
	反復経口毒性	—	—
幼虫	経口毒性	96h LDD ₅₀ (µg ai /bee/day)	4.6

申請の製剤について、予測式を用いて算定した推定暴露量を上記毒性指標値で除した値が、蜂個体（成虫、幼虫）への影響が懸念される水準（0.4）を超えないことが確認された。

また、当該推計暴露量を成虫単回経口毒性指標値で除した値が、反復影響が懸念される水準（0.04）を超えないことから、成虫反復経口毒性試験を要しないことが確認された。

（以上）